

令和9年度

児童クラブについて(制度案内)



碧南市役所こども健康部こども課

1 児童クラブについて

児童クラブとは、保護者の方が就業等のため、放課後の面倒をみることができない留守家庭児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。

2 利用料金について

※最大利用可能時間 19時まで

利用月	利用時間		利用料金（月額）
8月以外の月	A	17時までの利用	5,000円
	B	17時を超える利用	7,000円
8月	一律		11,000円

- (1) 17時を超える利用の方は、17時以降におやつを提供します（食物アレルギー対応はできません）。
- (2) ひと月の間に、1日でも17時を超える利用がある場合は、B区分の利用料金となります。A区分の方で17時以降のお迎え遅れがあった場合はB区分利用料の負担をしていただきます。
- (3) 利用料金の減免

次の事項のいずれかに該当する場合は「児童クラブ利用料減免申請書」の提出により、提出の翌月から利用料金が減免されます。提出がない場合は、減免されません。また、提出が遅れた場合は、料金が発生する場合があります。

ア 生活保護世帯

イ 児童扶養手当受給者世帯（全額支給停止世帯を除く）。

（注：児童扶養手当はひとり親世帯への手当です。児童手当とは異なります。）

3 児童クラブの通所について

児童クラブを利用できる児童は、次項のいずれにも該当する場合です。

- (1) 市内に住所を有している。
- (2) 市内の小学校に在籍し、一人で通所できる児童であること。
- (3) 授業終了後、帰宅しても児童の保護者及び同居の家族（父母・祖父母）が次の通所基準のいずれかに該当することにより児童の保護ができないことが認められる場合であること。

《通所基準》

- 1 日中に居宅外で労働することを常としている場合。（ア、イとも満たす方）
 - ア 就労時間が1日3時間以上
 - イ 勤務終了時間が午後3時を超える（3年生まで）
勤務終了時間が午後4時を超える（4年生以上）但し、4月1日から30日までの期間（1年生のみ）と長期休業期間中の通所（全学年）は、勤務終了時間が午後0時を超える場合
- 2 疾病、負傷等による入院（母親が出産のため含む）をしている場合。
- 3 疾病または精神や身体に障害があり、児童の保護が困難と認められる場合。
- 4 震災・風水害・火災・その他の災害によって、その復旧に当たっている場合。
※2から4については、通所期間が限定されることがあります。
また診断書（期限のない診断書については半年毎）を提出していただく場合があります。
- 5 1～4に類する状態にある場合

- (4) 少なくとも2ヶ月間は「保護ができない期間」があること。
- (5) 児童クラブは保護者が家庭で保護できない時間帯を利用していただく施設です。「就労証明書」で確認できる範囲内での利用となります。保護者の短時間就労の場合における児童の長時間利用は利用料金の負担にかかわらずできません。
- (6) 利用基準時間は同居の家族の方で一番早く仕事等が終了する（一番先にクラブにお迎えにくることができる）方の就労時間帯を基準とします。
- (7) 同居の家族のどなたかの仕事は休みの日は児童クラブを利用することはできません。

- (8) 保護者等が利用時間までに児童の迎えが可能であること（ただし、次の場合を除く）。
 ア 下校時刻までに児童が一人でクラブから帰宅できる場合
 イ ファミリー・サポート・センター事業の利用等により、成人による迎えが利用時間までに可能な場合
- (9) 19時以降のお迎え遅れは「下校時間内の児童一人帰り」または「退所」を検討していただきます。
- (10) 申請内容に変更のあった場合は、速やかに通所クラブへお知らせください。
 ※就労の場合の保護できない度合いは、就労時間数と就労時間帯で判断します。
- (11) 産前産後休業、育児休業の方については定員に空きがある場合に限り通所の相談に応じます。
- (12) 本通知及び申込案内を理解して承諾していること。

4 退所について

通所期間の途中で家庭において保護ができることになった場合（仕事をしなくなった等）は、「児童クラブ退所届」をすみやかに提出してください。その場合、退所する月の分まで利用料が発生します。
 なお、次に該当する場合は、児童クラブを退所していただきます。

- (1) 申請状況から判断して利用実績が極端に少ない場合。ただし、次の場合は除きます。
- ① 病気等の理由であらかじめ児童クラブに通所できない日として連絡のあった日
 - ② 4月1日から4月30日までの間
 - ③ 学校の春夏冬休みの間
- (2) 19時までに迎えが来られないと判断された場合。
- (3) 集団生活が困難、他害行為が著しい等、運営に支障があると認められる児童の場合。
- (4) 利用申請と実際の勤務状況に大きな乖離が確認された場合。
- (5) 申請書等に虚偽の内容があった場合、又は利用上のきまりを守られない場合。
- (6) 同居の家族（父母・祖父母）のどなたかの仕事が休みにも関わらず、私的な理由により利用していることが判明した場合。

5 碧南市内の児童クラブ

学区	児童クラブ名		電話番号	閉所時間	
				平日	土曜日
新川	①	新川児童クラブ	46-1905	19時	18時
中央	②	中央児童クラブ	46-3184		
西端	③	西端児童クラブ	46-3264		
棚尾	④	棚尾児童クラブ	46-5131		
鷺塚	⑤	鷺塚児童クラブ	46-6010		
大浜	⑥	大浜児童クラブ	46-6362		
日進	⑦	日進児童クラブ	46-1262		

<注意>

※土曜日の開所時間は午前8時から午後6時です。

※春夏冬休み期間の平日、及び学校休業日の開設時間は、午前7時30分からです。

但し、午前7時30分から8時の利用には「早朝利用申請書」の提出が必要となります。

※日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は、休所となります。

6 問合せ先

- 制度に関すること 碧南市役所こども健康部こども課子育て支援係 TEL 95-9886
- 利用・申し込みに関すること 社会福祉協議会 TEL 46-3702